



紅葉

# 税務と経営

編集 発行人  
税 理 士

三 木 泰

事務所 〒597-0071  
貝塚市加神1-11-17  
TEL 072(431)1644

11月

(霜月) November

3日・文化の日  
23日・勤労感謝の日

|   |    |    |    |
|---|----|----|----|
| 日 | ・  | 12 | 26 |
| 月 | ・  | 13 | 27 |
| 火 | ・  | 14 | 28 |
| 水 | 1  | 15 | 29 |
| 木 | 2  | 16 | 30 |
| 金 | 3  | 17 | ・  |
| 土 | 4  | 18 | ・  |
| 日 | 5  | 19 | ・  |
| 月 | 6  | 20 | ・  |
| 火 | 7  | 21 | ・  |
| 水 | 8  | 22 | ・  |
| 木 | 9  | 23 | ・  |
| 金 | 10 | 24 | ・  |
| 土 | 11 | 25 | ・  |

## 11月の税務と労務

- |  |  |
|--|--|
| <b>国 税</b> / 10月分源泉所得税の納付<br>11月10日                    | <b>国 税</b> / 3月決算法人の中間申告<br>11月30日         |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額の減額申請<br>11月15日                   | <b>国 税</b> / 個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合)11月30日 |
| <b>国 税</b> / 所得税予定納税額第2期分の納付<br>11月30日                 | <b>地方税</b> / 個人事業税第2期分の納付<br>都道府県の条例で定める日  |
| <b>国 税</b> / 9月決算法人の確定申告<br>(法人税・消費税等)11月30日           | <b>労 務</b> / 労働保険料第3期分の納付<br>11月30日        |
| <b>国 税</b> / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告<br>(年3回の場合)11月30日 | (労働保険事務組合委託の場合12月14日まで)                    |

税を考える週間 11月11日~11月17日

### ワンポイント 基礎控除と免税点

どちらも一定の範囲までは課税されない課税最低限を決めるものですが、基礎控除の場合は相続税のように基礎控除を超えた部分に課税されるのに対し、免税点の場合は免税点を超えると超えた部分だけでなく全体に課税されます。損金算入される交際費等の5千円基準も免税点と考えれば、わかりやすいかと思います。

# 仕事中に

## ケガや 病気に

### なつたとき

仕事中にケガや病気（傷病）になり、労災指定病院等から治療を受けたときには、患者は無料で労災保険から療養補償給付（現物給付）が受けられます。また緊急の場合等で指定病院等以外で治療を受けたときには療養補償給付に代えて療養の費用が支給（現金給付）されます。

今回は、仕事中の傷病に関する受診方法や給付の内容等について説明します。

#### Q1 法人の代表者がケガや病気になつたとき

療養補償給付は、「労働者」が仕事中にケガをしたり病気になつたとき行われる保険給付と聞いています。法人の代表者など労働者でない人は、療養補償給付を受けることはできないのですか。

**A** 労働基準法上の労働者に該当しない法人の代表者または業務執行者（代表者等）については、特別加入していない限り労災保険法に基づく保険給付は行われません。また、業務上の傷病ですので、当然ながら健康保険からの給付も行われません。

そこで当面の措置として、被保険者が五人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であつて、一般の労働者と同じような労務に従事している人については、業務上の傷病に対して、健康保険から保険給付（傷病手当金は除きます）が受けられます。

ただし、特別加入をしている人及び労働基準法上の労働者の地位を併せ保有すると認められ

る人であつて、これにより業務上の傷病に対し労災保険による保険給付が行われる人には適用されません。

#### Q2 監督官庁への報告

労働者が業務災害により休業などしたときには、所轄労働基準監督署に報告しなければならぬそうですが、その方法を教えてください。

**A** 労働者が業務上の傷病その他就業中または事業所内もしくはその附属建物内で負傷、窒息、急性中毒等により休業した場合は、事業主は所轄労働基準監督署長に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

休業日数が三日以下の場合  
四半期（一月～三月、四月～六月、七月～九月、十月～十二月）ごとにとりまとめて、各期間の最後の月の翌月末日までに提出します（様式第一四号）。

休業日数が四日以上になる場合  
事故後、遅滞なく提出します（様式第三号）。

#### Q3 仕事中の傷病の治療を健康保険で受けたとき

仕事中にケガをしたのに、健康保険で治療を受けた場合、どのようにすればよいのでしょうか。

**A** 本来労災保険から保険給付を受けるべき事故でありながら、健康保険で治療を受けた場合は、労災扱いにしてもらうよう直ちに病院に連絡します。

当該病院が労災指定病院の場合、健康保険でかかったときの領収書を添付して、「療養補償給付たる療養の給付請求書」（様式第五号）（通勤災害の場合は「療養給付たる療養の給付請求書」（様式第一六号の二））を病院に提出して、それまでに支払った費用を返金してもらいます。

なお、レセプト（診療報酬明細書）は月を単位にしているため、連絡が遅れて月をまたいでしまったときは、医療機関の取扱いが異なることがありますので病院と相談して下さい。

#### Q4 仕事中の災害に対する給付

労働者が仕事中にケガをしたり、

病気がかかったときには、どのような保険給付が行われるのですか。

**A** 労働者が、工作中にケガや病気になるたときは、療養補償給付が行われます。療養補償給付は、現物給付である療養の給付が原則とされています。

療養の給付の範囲は、診察、薬剤または治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護及び、移送で、政府が必要と認めるものに限られます。

**Q5** 療養の給付の受け方

療養の給付は、具体的にどのようなに行われるのですか。

**A** 療養の給付(現物給付)は、労働福祉事業として政府が設置した病院もしくは診療所または都道府県労働局長の指定する病院もしくは診療所、薬局もしくは訪問看護事業者において行われ、被災労働者は無料で診療を受けられます。

この場合、治療に要した費用は政府が直接医療機関に支払います。

手続きは、療養を受けようとするときに、治療を受けている指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長に、「療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第五号)」を提出することにより行います。

**Q6** 療養の給付の支給期限

療養の給付は、いつまで行われるのですか。

**A** 療養の給付は、その傷病が治療を必要としなくなるまで行われます。具体的には、ケガについては創面が治癒した場合、病気については急性症状が消滅し、慢性症状は持続しても医療効果を期待できない状態となった場合とされます。

なお、これらの結果として残された欠損、機能障害、神経症状等は障害として障害補償給付の対象となります。ちなみに、傷病が治っていない状態で退職する場合には、療養補償給付は引き続き行われます。

**Q7** 指定病院以外で治療を受けたとき

指定病院以外の病院等で治療を受けたときは、給付は行われないのですか。

**A** 緊急を要するため自分の意思にかかわらず指定病院以外の病院に収容されてしまったときには、療養の給付に代えて療養の費用が支給されます。

療養の費用の支給は、労働者が好んで選択できるものではなく、療養の給付をすることが困難な場合あるいは療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合についてのみ、療養の給付に代えて行われるものです。

**Q8** 療養の費用の支給

療養の費用の支給は、どのような場合に行われるのですか。

**A** 具体的には、次のような場合が考えられます。その地域に指定病院等がない場合  
特殊な医療技術または診療施設

設を必要とする傷病であって、最寄りの指定病院等にこれらの技術または施設の整備がなされていない場合など政府側の事情において療養の給付が困難な場合

その傷病が緊急に診療を受けなければならぬため、指定病院等以外の病院、診療所等で療養を必要とする場合  
療養の費用は、被災労働者が指定病院等以外の病院等で診療を受けたときの他、はり、きゅう、あんま等から手当を受けたときにも支給されます。

**Q9** 療養の費用の支給手続き

療養の費用の支給手続きについて、教えて下さい。

**A** 療養の費用を支払った日の翌日から二年以内に、領収書など費用を証明できる資料を添付して、「療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第七号)」を、所轄労働基準監督署に提出してその費用を支払ってもらいます。なお、看護または移送の費用を含む場合は、「看護費用の額の証明書」を添付する必要があります。

## 雇用確保措置導入支援助成金 (セカンドキャリア助成金)

セカンドキャリア助成金が新設されました。本助成金は、定年の引上げや継続雇用制度の導入等を円滑に運用するため、55歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者にセカンドキャリア形成に資する研修等を実施した雇用保険の適用事業主に支給されるものです。

この助成金を受給するには、次のすべての要件を満たす必要があります。

就業規則等により確保措置義務年齢（平成18年度は62歳）を超える定年の引上げや継続雇用制度の導入等の措置を講じたこと。

措置日（の措置を講じた日）から1年を経過する日までに、55歳以上65歳未満の常用被保険者に対し、支給対象となる研修等を他の事業主等（公的機関を含む）に委託して実施したこと。

研修等について、労働者の過半数の代表者の同意を得た計画に基づき実施したこと。

措置日から1年前の日までに、就業規則等により60歳以上の定年が定められ（設立事業主を除く）、その1年前の日（設立事業主にあつては、法人等の設立日）から措置日までの間に高齡法第8条及び第9条の違反がないこと。

措置により退職年齢が旧定年等を超えるものであること。

支給額は、研修等を開始した日から1年を経過する日までに要した研修等の費用の1/4相当額（当該期間内に支払われたものに限られ、千円未満の端数は切捨て）で、研修等の受講者1人あたり5万円、1事業主あたり500万円を上限に、1回限り支給されます。

この助成金を受けようとする事業主は、措置日から6ヵ月を経過する日までに、かつ、研修開始予定日の概ね3ヵ月前までに研修等計画申請書に必要書類を添付のうえ都道府県高年齢者雇用開発協会に申請します。

なお、支給申請は、研修等が終了した日の翌日から3ヵ月を経過する日までに行います。

## 通勤災害の労災対象が拡大

平成18年4月1日から、就業者が複数の事業所間を移動中に遭った災害と単身赴任者が赴任先・帰省先住居間の移動中に遭った災害が、通勤災害として労災保険の給付の対象となりました。

従来、通勤とは、労働者が、就業に関し、住居と就業の場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することでしたが、下記の移動も通勤と認められることになりました。

### 複数事業所で就業する人の事業所間移動

2以上の事業所で働く労働者が、1つ目の就業場所で勤務を終え、2つ目以上の就業場所へ向かう途中に災害に遭った場合

### 単身赴任者の住居間移動

単身赴任者（転任に伴い転任直前の住居から転任直後の就業場所に通勤することが困難となったため住居を移転した労働者であつて、やむを得ない事情により、同居していた配偶者等と別居している労働者）が、赴任先住居・帰省先住居間を移動中に災害に遭った場合

## 子育て女性起業支援助成金

本助成金は、子育て期（一・二歳以下の子供と同居している状態）にあり、雇用保険の被保険者期間が五年以上、かつ、一定地域に住所がある女性が自ら起業し、起業後一年以内に継続雇用する労働者を雇い入れ、雇用保険の適用事業主となったときに、起業に要した費用の一部が助成されるものです。

助成の対象となる費用は、法人  
お問い合せ下さい。

等  
の設立に係る経営コンサルタン  
ト等への相談料、職務に必要とな  
る本人及び労働者に対する知識ま  
たは技能を取得するための講習等  
の費用、法人等設立に要した費用、  
一・二歳以下の子供の養育に係るサ  
ービスを利用したときの費用など  
で、支給額は費用総額の三分の一  
相当額（二百万円が上限）です。  
詳しくは、所轄ハローワークに